

**北本市高齢者福祉計画 2018・第7期介護保険事業計画（案）に対する意見一覧
パブリックコメント結果の公表**

番号	意見内容	市の考え方
1	<p>計画(案)66頁記載の「3 認知症ケア向上推進事業」のところについて</p> <p>「また、若年性認知症の方や家族への支援に関係機関と連携して取り組みます。」と記載されていますが、若年性認知症の方だけでなく、脳卒中の後遺症で高次脳機能障害になった方も、同様の取り組みの対象として明記してください。</p> <p>可能であれば、器質性精神障害（認知症、高次脳機能障害）としての適切な診断につなげ、介護保険サービスと併用できる障害福祉サービスへ早期につなげ介護保険担当課と障害福祉担当課が連携して支援していく、といった具体的な施策を記してください。</p>	<p>高齢者福祉計画・介護保険事業計画につきましては、老人福祉法及び介護保険法に基づき策定する計画で、また高齢者施策に関する基本的な目標を設定し、要支援者・要介護者数や介護保険サービス量等の見込み等について明らかにするためのものです。一方で、高次脳機能障害者に対する支援につきましては、障害者総合支援法に位置付けられ、根拠法令が異なるため、本計画には明記いたしません。が、障害福祉を含めた包括的な支援体制の整備等を図る等地域共生社会の実現に向けた取組の推進を本計画に位置付けております。</p>
2	<p>計画(案)79頁記載の「徘徊高齢者見守りシール配布事業」のところについて</p> <p>この事業の対象に、若年性認知症や高次脳機能障害の方の家族を含めてください。</p>	<p>若年性認知症や高次脳機能障害の方は「認知症等」に含まれます。</p>